

下関市立大学SD委員会規程

平成20年6月3日

規程第31号

改正 平成22年12月20日規程第34号
平成24年1月11日規程第1号
平成29年2月28日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学職員としての資質の向上を図り、もって大学経営及び大学改革を推進することを目的として設置される下関市立大学SD委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、SD（スタッフ・ディベロップメント）を推進するための活動を行う。

- (1) 大学経営の企画及び立案の方策に関する事項
- (2) 大学改革の推進に関する事項
- (3) その他SDに関連する事項

2 委員会は、別に設置する下関市立大学FD委員会（以下「FD委員会」という。）と連携しつつ前項の所掌業務を行う。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 経営企画グループ長
- (3) 総務グループ長
- (4) 学務グループ長
- (5) 経営企画グループ経営企画班長
- (6) 総務グループ庶務班長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員会の副委員長は、事務局長が指名する。

(委員長等の責務)

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務グループ庶務班が担当する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月3日から施行する。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月11日規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。